農林水産省告示第千三百十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和四十年農林省令第四十三号)第十九条第二号八及

び第四十三条第二号八の規定に基づき、農林水産大臣の定める様式を次のように定め、平成十九年四月一日

から施行する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います(例えば、作目ごとに点検する必要はありません)。

点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か 印を付します。

該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。

作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

チェック欄 1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけ るたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい 肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。 2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響 を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方 法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。 3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害 が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて 、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。 4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物 の処理は、関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理 に努める。 5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、 穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしな いよう努める。 新たな知見・情報の収集 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな 知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。 7 生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存する。 【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予 定等(記入欄)】 点検日 年 月 日 所 住

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。

点検者氏名

印

また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。